

ふじのくに花の都しずおかアドバイザー設置要領

(目的)

第1条 暮らしの様々な場面で花と緑があふれる、ふじのくに「花の都しずおか」を実現するために、家庭や学校、職場、地域等での花や緑の活用を推進する、ふじのくに花の都しずおかアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(業務)

第2条 アドバイザーは、花や緑による快適な環境づくりに取り組んでいる、又はこれから取り組もうとする個人、団体、学校、事業所等に対し、花壇の設計や管理、花の装飾方法、花育などの指導・助言を行う。

(要件)

第3条 アドバイザーの要件は、以下のいずれかを満たすものとする。

- (1) 市町長または農林事務所長の推薦を受けた者
- (2) 国や公に認められた団体が行う花や緑に関する資格認定制度の有資格者であり、それぞれの県組織に加入している者で、その所属する県組織からの推薦を受けた者
- (3) 花咲くしずおかフラワーネットワーク会議の推薦を受けた者
- (4) その他、花に関わる優れた技術や知識を持ち、農芸振興課長が認めた者

(募集)

第4条 県は、年に一回、別に定める期間に、アドバイザーを募集するものとする。

(登録)

第5条 県は、第3条の要件を満たし、アドバイザーとしての登録を希望する者を登録する。アドバイザーを辞める申し出があった場合、随時登録を抹消する。

(アドバイザーへの依頼)

第6条 アドバイザーからの指導・助言を希望する者（以下、「要請者」という。）は、アドバイザーに直接依頼し、同意を得た上で申請を行う。

(経費)

第7条 アドバイザーの指導・助言及びその他の経費は、要請者とアドバイザーが協議をして、決定する。

(事務局)

第8条 アドバイザーに関する事業を円滑に行うため、静岡県経済産業部農業局農芸振興課内に事務局を置く。

(アドバイザー活動及び実績報告)

第9条 アドバイザーは、毎年度1回以上の活動を行うものとし、当該年度の実績を別紙様式により、3月20日までに農芸振興課へ報告する。

附則 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月16日から施行する。

附則 この要領は、令和6年5月10日から施行する。

3月20日までに農芸振興課へ提出してください。
 FAX 054-221-1351 E-mail nogei@pref.shizuoka.lg.jp

別紙様式

ふじのくに花の都しずおかアドバイザー指導実績報告

令和 年 月 日

アドバイザー氏名			
1	実施月日	令和 年 月 日 ()	
	指導対象	対象者名	
		ア 個人 イ 団体 ウ 学校 エ 事業所 オ その他 ()	
	場 所		
	人 数	人	
	内 容	具体的内容	
ア 講習会 イ 現地相談 ウ 電話相談 エ その他 ()			
ア 花壇・庭のデザイン、品目の選定等 イ 花壇・庭の管理方法 ウ 花・緑の栽培管理 エ 寄せ植え オ ハンギングバスケット カ フラワーアレンジメント キ 花育 ケ その他 ()			
感 想			
2	実施月日	令和 年 月 日 ()	
	指導対象	対象者名	
		ア 個人 イ 団体 ウ 学校 エ 事業所 オ その他 ()	
	場 所		
	人 数	人	
	内 容	具体的内容	
ア 講習会 イ 現地相談 ウ 電話相談 エ その他 ()			
ア 花壇・庭のデザイン、品目の選定等 イ 花壇・庭の管理方法 ウ 花・緑の栽培管理 エ 寄せ植え オ ハンギングバスケット カ フラワーアレンジメント キ 花育 ケ その他 ()			
感 想			

3件以上実施した場合は、番号を訂正して複数枚提出してください。